

歯科医師臨床研修推進検討会（第8回）

平成21年9月18日(金)

14時00分～16時00分

厚生労働省仮設第4会議室

○ 議 事

1. 歯科医師臨床研修推進検討会の論点整理について
2. 研修管理委員会の運営方法について

○ その他

【資料一覧】

資料1 歯科医師臨床研修推進検討会の論点整理（案）

資料2 研修管理委員会の運営方法について

参考1 歯科医師臨床研修推進検討会報告書（平成21年12月22日）の記載項目

参考2 臨床研修施設のグループ化による群方式の推進
第8回作業委員会（平成21年7月8日）とりまとめ案

参考3 新たな臨床研修施設の導入による群方式の推進

平成21年9月18日

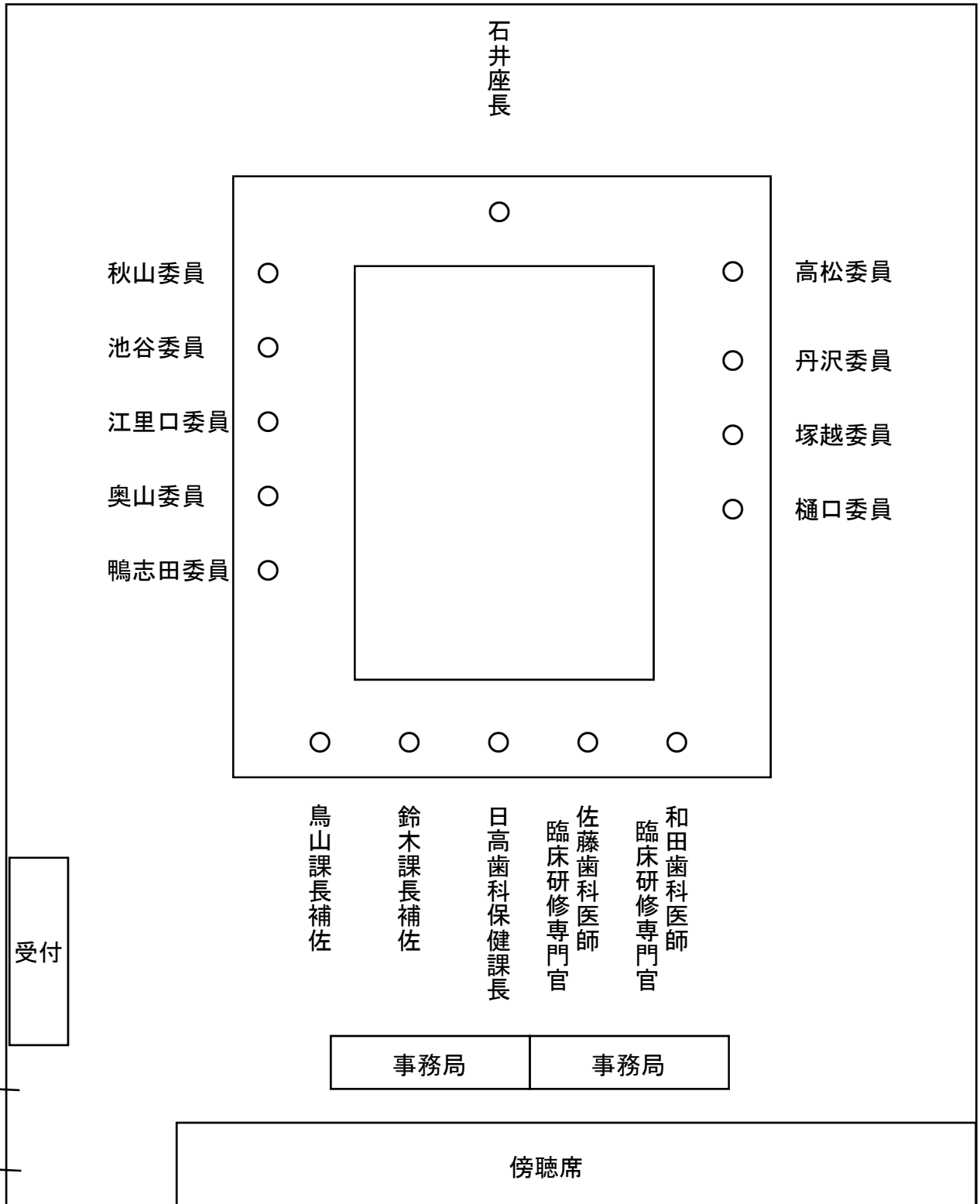
歯科医師臨床研修推進検討会 委員名簿

- 秋山 仁志 日本歯科大学附属病院 総合診療科教授
- 池谷 恭子 亀田総合病院歯科センター・センター長補佐
- 石井 拓男 東京歯科大学千葉病院長
- 江里口 彰 社団法人 日本歯科医師会常務理事
- 奥山 秀樹 社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会 歯科保健部会副会長
- 鴨志田義功 医療法人 社団健功会 鴨志田歯科医院 院長
- 高松 和広 医療法人 顎歯会デンタルケア高松歯科 院長
- 丹沢 秀樹 千葉大学医学部附属病院 歯科・顎・口腔外科科長・教授
- 塚越 完子 東京都立墨東病院 歯科口腔外科部長
- 樋口 勝規 九州大学病院 副病院長
- 俣木 志朗 東京医科歯科大学歯学部附属病院 副病院長
- 松澤 広高 医療法人財団 東京勤労者医療会代々木歯科 所長
- 村井 雅彦 社団法人 愛知県歯科医師会 常務理事

(五十音順／○座長)

歯科医師臨床研修推進検討会(第8回)座席表

平成21年9月18日(金)
14:00~16:00(予定)
厚生労働省仮設第4会議室



歯科医師臨床研修推進検討会の論点整理（案）

はじめに

○歯科医師臨床研修の趣旨は

- ・ 基本的・総合的診療能力を身につける
- ・ 地域保健・医療の実施
- ・ 病診連携の理解と実践
- ・ 診療所における医療安全管理の理解
- ・ より多くの症例の経験と実践

であり、その方策として臨床研修施設群方式を推進することが望ましいと提言されている。（医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書 平成 17 年 7 月 12 日）

○今回の見直しは、上記の趣旨に従い、現在の歯科医療ニーズを捉えた上で、臨床研修制度の円滑な推進、歯科医師の一層の資質向上、安心・安全な歯科医療の提供を図るものである。

*資料中の表記について

単独型臨床研修施設を「単独型」、管理型臨床研修施設を「管理型」、協力型臨床研修施設を「協力型」と略す。

1. 臨床研修施設群方式の推進

①研修協力施設の新たな活用策

研修協力施設のうち、現に地域医療、在宅医療等を実践している医療機関、及び研修歯科医の受け入れ実績がある医療機関を、新たな臨床研修施設とする。

- 「連携型臨床研修施設」（以下、連携型と表記）は、管理型又は協力型と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く）とする。
- 常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。
- 歯科衛生士を常勤換算で1人以上おく
- 原則として、〇〇日以上の研修を行うこととする。
- 適切な指導体制を有しており、当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。なお、研修実施責任者は常勤の指導歯科医であり、十分な指導力を有するものであること。
- 管理型からの推薦があり、以下のいずれかに該当すること
 - ア) 臨床教授等の資格がある常勤の指導歯科医がいる。
 - イ) 研修協力施設として2年以上研修歯科医の受け入れ実績があり、へき地医療、在宅歯科診療、障害者に対する歯科診療等を実践している。

②臨床研修施設間の連携の強化（いわゆるグループ化）

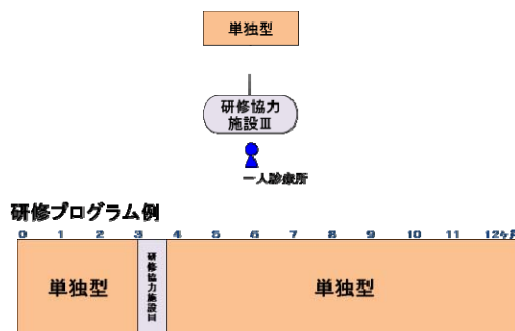
従来の単独方式、臨床研修施設群方式は引き続き実施する。臨床研修施設群方式は多様な実施方法が考えられることから、臨床研修施設間の連携の強化を図った研修実施方法を新たに取り入れる。

プログラム責任者が策定した計画に従って、施設間連携、情報共有のもと研修プログラムの目的にあった研修スケジュールを設定できることとする。

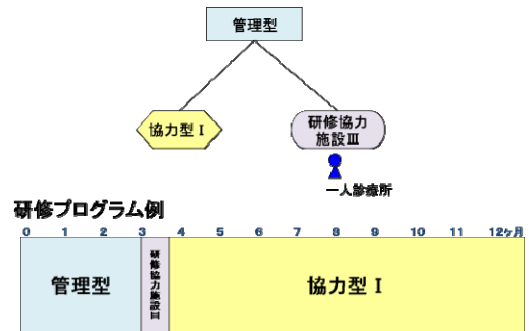
（対象：管理型、協力型、連携型）

- 曜日、週又は月により異なる研修施設で研修を行う。
- （グループとなる施設数は）3施設以上5施設以下とし、そのうち2施設を協力型とする。
- （グループとなる）臨床研修施設の地域性及び研修期間の配分は、研修に支障を来さないよう配慮する。
- （グループによる）研修の期間は3ヶ月以上とする
- （グループによる）研修を行うにあたり、当該研修を実施する管理型又は協力型が、（グループ内の）臨床研修施設間の調整を行う。
- （グループによる）研修を行う際は、原則全ての臨床研修施設で研修を実施する。

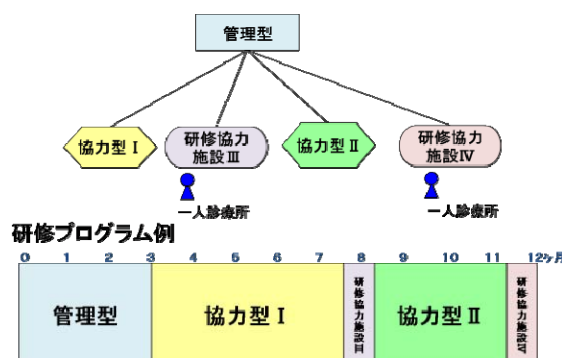
単独方式



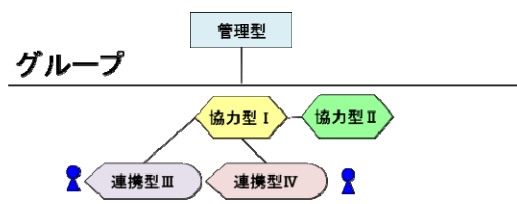
臨床研修施設群方式



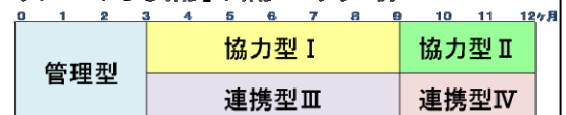
臨床研修施設群方式



新たに加わる研修の実施方法



「グループによる研修」の研修プログラム例



③指定要件について

歯科衛生士の雇用が困難である実態に配慮するものの、適切なチーム医療について研修を行うことも必要である。

(対象：すべての指定施設)

- 歯科衛生士又は看護師が適当数（原則として常勤の指導歯科医、または当該年度に募集する研修歯科医と概ね同数）確保されていること。（歯科衛生士の数の算定は常勤換算とする）
ただし、歯科衛生士は常勤換算で1人以上おくこと。

全身管理に対する考え方

○入院症例の研修について、「病床を有さない診療所においては、入院症例の研修体制が確保されていること」を「病床を有さない診療所においては、外来患者を含めた全身管理の研修を実施する」に改めてはどうか。

*入院症例以外の全身管理の例：

- ア) 基礎疾患を有する外来患者に対する歯科治療中の全身管理
- イ) 外来患者の歯科治療における麻酔の全身管理（鎮静・全身麻酔等）
- ウ) 在宅歯科医療における医科との連携

④申請様式の簡素化

- ・臨床研修施設の指定・年次報告等に係る申請を簡素化する。
- ・申請様式の記載方法をわかりやすくする。

2. 研修の進捗管理の充実

研修の進捗状況の把握および研修実施中の問題への対応

- 研修管理委員会は運営指針を定める。
- 研修期間中に緊急に対応が必要となる案件が生じた場合は、以下の要件を満たす場合に限り、臨時の研修管理委員会を開催できる。
 - (ア) 運営指針に臨時の研修管理委員会開催に関する規定がある
 - (イ) 研修管理委員長、プログラム責任者、その他研修管理委員長が必要と認めた者が出席している
 - (ウ) 協議結果については、研修管理委員会を構成する委員に対して報告を行うこと。

協力型臨床研修施設の並行申請状況の把握

- 協力型が、複数の管理型と共同して研修プログラムを行う場合は、研修に必要な人員、設備が確保できるよう、研修歯科医の受け入れ時期、人数等を計画し、すべての管理型の研修管理委員会と協議すること。
- 研修管理委員会は共同して行う協力型の並行申請数の実態を把握し、研修歯科医の受け入れの調整を図る

やむを得ない理由により研修が困難となった場合の対応

- 協力型及び連携型において指導歯科医や歯科衛生士の欠員等、やむを得ない事情によって研修プログラム実施が困難となる場合については、研修管理委員会が研修の継続性に配慮し、研修歯科医と協議の上、研修歯科医の受け入れ施設を決定すること。また、変更の内容について速やかに地方厚生局に報告すること

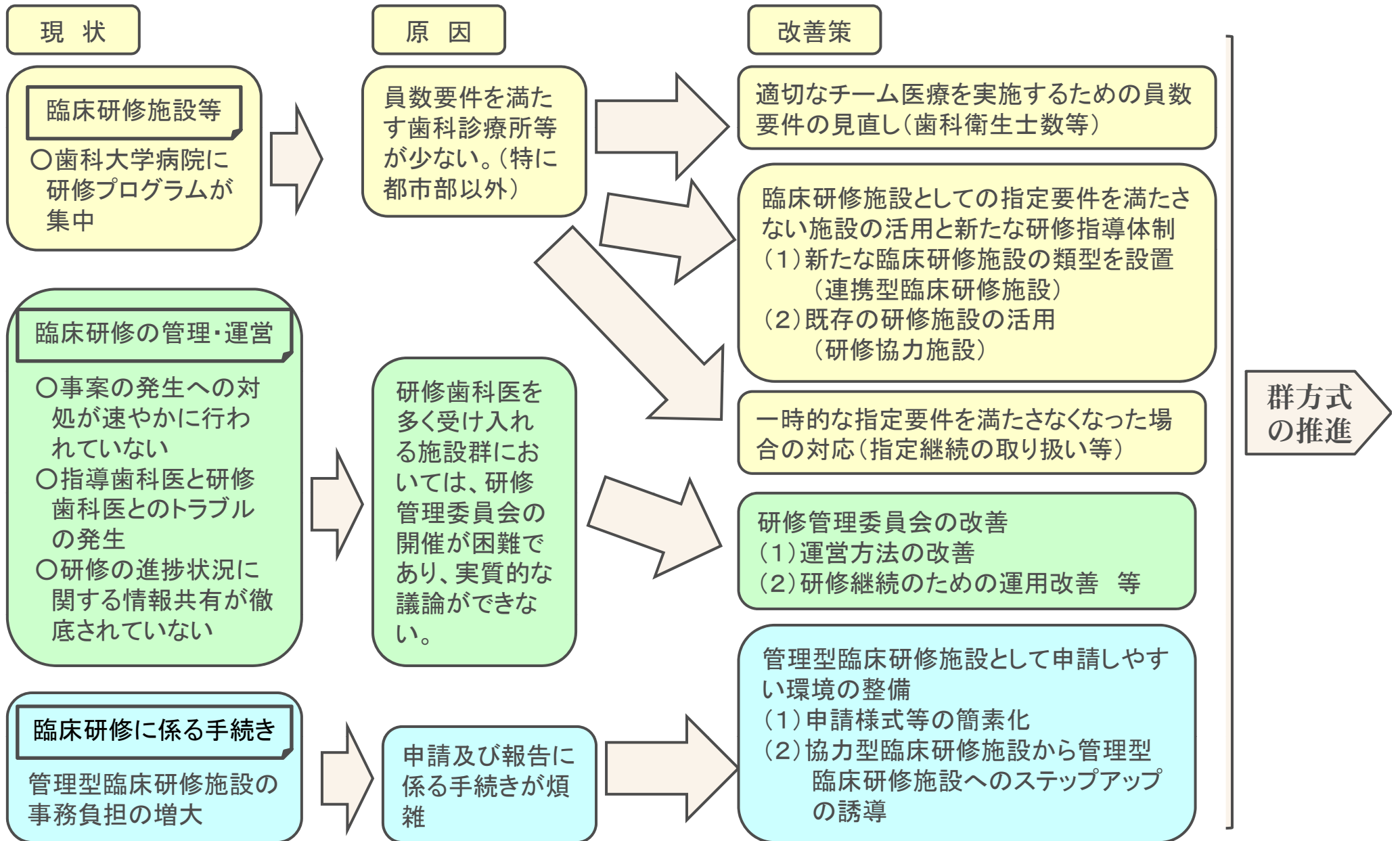
3. 歯科医師臨床研修制度に対する理解の推進

- ・臨床研修施設としての要件を満たす病院歯科が、管理型となって主体的に歯科医師臨床研修に参加できるよう、国、歯科医師会、歯科医学会等は病院の開設者や管理者等に対し一層の周知を図る。

4. その他

- ・生涯研修の第一歩である臨床研修を充実させるため、歯科医師臨床研修制度に関わる様々な分野の関係者が参画して、実務的な活動（例えば、市民フォーラム等を通じた国民への周知、研修指導ガイドラインの作成、臨床研修の到達目標の議論、歯科医師の資質向上のための提言など）を行う場「歯科医師臨床研修協議会（仮称）」の設置が望まれる。
- ・マッチングについては国家試験不合格に伴う欠員補充の方法、アンマッチ者への対応について改善を図ってきたところである。しかしながら、現在までに解決していない問題もあることから、よりよい研修歯科医の募集・採用方法の在り方について早急に検討する必要がある。
- ・群方式の推進により、研修プログラムの増加・多様化が期待される。歯科診療所・病院歯科で実施される研修プログラムに関する情報について、現在運用されている D-REIS の充実を通じて、よりきめ細かく、効果的に提示していく必要がある。

歯科医師臨床研修施設群方式推進のための改善策



群方式の推進

研修管理委員会の運営方法について

(1) 施設側に起因する中断・未修了の取り扱い

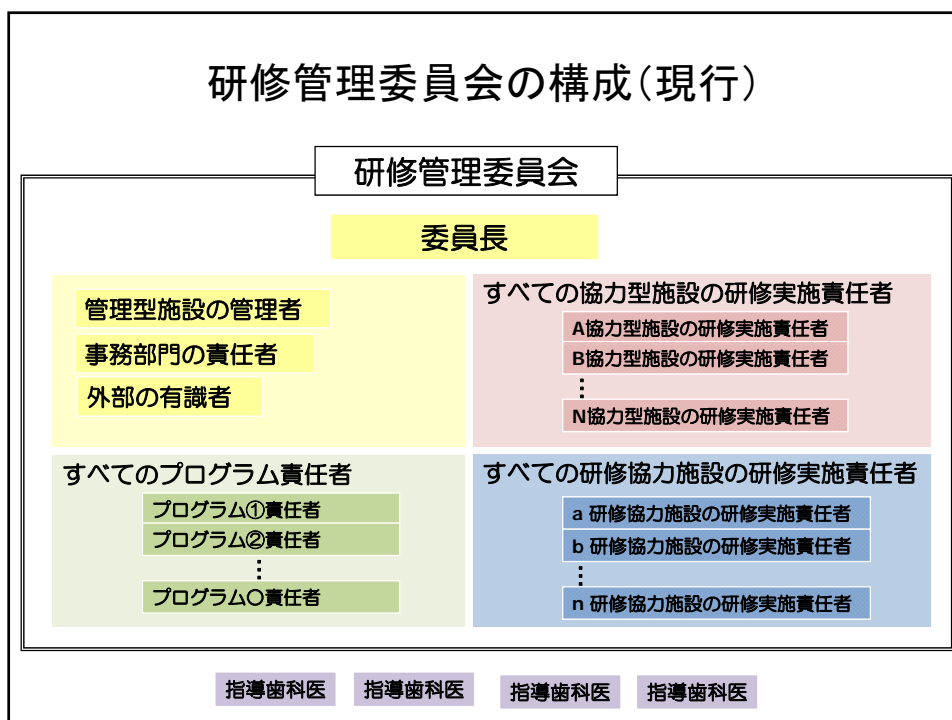
…臨床研修の中断事例や未修了事例を分析すると、研修歯科医側に起因する事例(研修歯科医のメンタルヘルス、傷病、妊娠、出産等)のみではなく、臨床研修施設側に起因する事例(研修歯科医に対するハラスメント等)も認められる。

今後、臨床研修施設側に起因する臨床研修の中断事例や未修了事例への対応策については、さらに検討が必要である。

(2) 研修管理委員会の運用

…現行の研修管理委員会の下に少人数による実質的な検討を行える場を設けることが可能となるようにするとともに、研修管理委員会の構成、開催状況等に関して見直しが必要である。

研修管理委員会の構成(現行)



(通知抜粋)

6 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導歯科医等の研修歯科医の指導に当たる者は、適宜、研修歯科医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間（原則として1年間）内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(1) 研修管理委員会

- ア 単独型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。
- (ア) 当該病院又は診療所の管理者又はこれに準ずる者
 - (イ) 当該病院又は診療所の事務部門の責任者又はこれに準ずる者
 - (ウ) 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者
 - (エ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、すべての研修協力施設の研修実施責任者
- イ 管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならないこと。
- (ア) 当該病院又は診療所の管理者又はこれに準ずる者
 - (イ) 当該病院又は診療所の事務部門の責任者又はこれに準ずる者
 - (ウ) 当該研修管理委員会が管理するすべての研修プログラムのプログラム責任者
 - (エ) 臨床研修施設群を構成するすべての協力型臨床研修施設の研修実施責任者
 - (オ) 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、すべての研修協力施設の研修実施責任者
- ウ 研修管理委員会の構成員には、当該臨床研修施設及び研修協力施設以外に所属する歯科医師、有識者等を含むこと。
- エ 研修管理委員会は、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、研修歯科医の管理及び研修歯科医の採用・中断・修了の際の評価等臨床研修の実施の統括管理を行うこと。
- オ 研修管理委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導歯科医から研修歯科医ごとの研修進捗状況について情報提供を受ける等により、研修歯科医ごとの研修進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう配慮しなければならないこと。

歯科医師臨床研修推進検討会報告書（平成 20 年 12 月 22 日）の記載項目

赤字は第 6 回および第 7 回歯科医師臨床研修推進検討会にて議論した項目

- 第 1 はじめに
- 第 2 臨床研修施設群方式の推進について
 - 1 臨床研修施設の指定基準
 - (1) 指定基準の見直し
 - (2) 指定基準を満たさなくなった場合の対応
 - 2 新たな臨床研修施設の研修指導體制
 - (1) 臨床研修施設等のグループ化
 - (2) 臨床研修施設等のグループ化の活用方法
 - 3 歯科医師臨床研修の到達目標の見直し（研修協力施設の活用に関して議論あり）
 - 4 臨床研修施設群方式の円滑な推進に係る手続き
- 第 3 研修管理委員会の役割等について
 - 1 研修歯科医のメンタルヘルスへの対応
 - 2 プログラム責任者・指導歯科医への対応
 - 3 協力型臨床研修施設への対応
 - (1) 協力型臨床研修施設との研修指導體制の構築
 - (2) 協力型臨床研修施設の適当数
 - (3) 協力型臨床研修施設の並行申請への対応
 - 4 研修管理委員会運営指針（仮称）の策定
- 第 4 歯科医師臨床研修に係る評価等について
 - 1 臨床研修施設に対する評価
 - 2 双方向性評価の導入の検討
 - 3 研修歯科医の評価方法の改善
 - 4 歯科医師臨床研修の中断・未修了への対応
- 第 5 その他の課題
 - 1 歯科医師臨床研修制度の周知（病院関係者への周知に関して議論あり）
 - (1) 国民への周知
 - (2) 歯科医療関係者への周知
 - (3) 歯科医師臨床研修に関する議論の場
 - 2 歯科医師臨床研修マッチングプログラムの見直し
 - 3 指導歯科医の資質向上策
 - 4 生涯を通じた歯科医師の資質向上策
- 第 6 おわりに

臨床研修施設のグループ化による群方式の推進

第8回作業委員会（平成21年7月8日）とりまとめ案

1) 目的

指導歯科医の専門性あるいは独自性を活かしたプログラムなど、臨床研修施設の特徴を活かした多様な研修プログラムの立案を可能にする。

2) グループの定義

一定数の協力型臨床研修施設（以下、「協力型」）および連携型臨床研修施設（仮）が、先の目的のため連携した群を成すこと。

3) 連携型臨床研修施設(仮称)

臨床研修施設のうち、協力型臨床研修施設を補完して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型臨床研修施設を除く。）であり、当該臨床研修の実施を補助するものをいうものであること。なお、連携型臨床研修施設としては、常勤の歯科医師が1名以上の歯科診療所または病院が考えられること。

<指定要件>

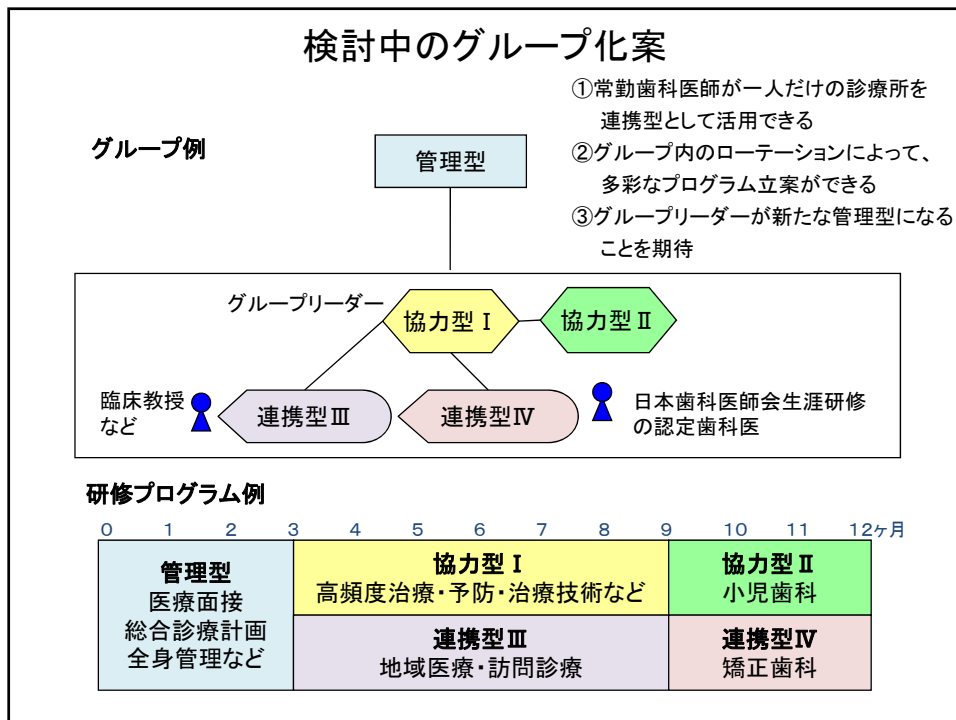
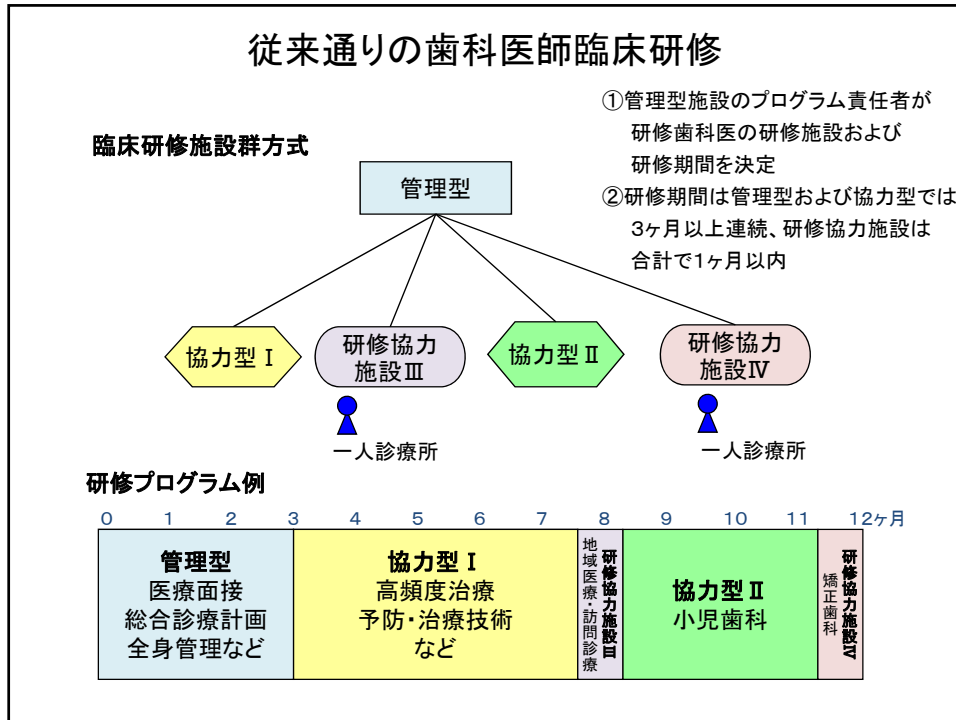
- ・常勤の歯科医師は1名以上。指導歯科医は必須。
- ・常に勤務する歯科衛生士が1名以上。
- ・研修実施責任者は、常勤の指導歯科医であり次のような要件を備えること。
例) 日本歯科医師会生涯研修認定者、臨床教授等、適切な指導力を持つこと。
さらに、同一グループ内の協力型からの推薦があること。
- ・研修歯科医の同時受入定員は常勤の歯科医師と同数まで。
- ・複数プログラムへの並行申請不可
- ・〇〇日以上研修を行う。

4) グループの構成

- ・協力型および連携型がグループを構成（研修協力施設は含まれない）。
- ・グループ内の施設数は最小3、最大5施設まで（協力型は2以上）。
- ・グループ内の協力型の一つがグループを代表する施設となる（グループリーダー）。
- ・施設間の距離が大きく離れないこと。

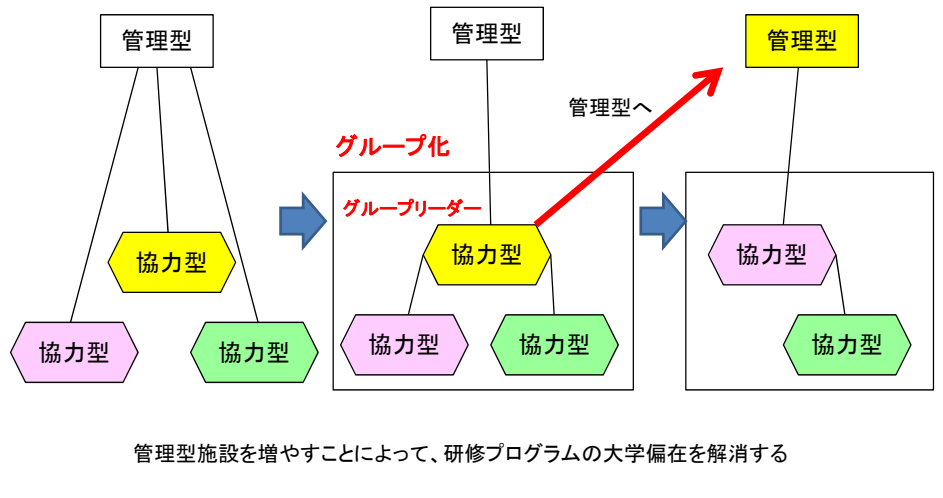
5) プログラムとグループとの関係

- ・グループリーダーがグループ内のローテーションを作成し、プログラム責任者、または研修管理委員会と協議する。
- ・研修歯科医は原則としてグループ内すべての施設で研修し、プログラム責任者が研修歯科医の所在を管理する。
- ・プログラム責任者は、プログラム申請に当たり、同一プログラムに複数グループを含めてもよい。
- ・プログラムは1管理型+1グループの構成とする？

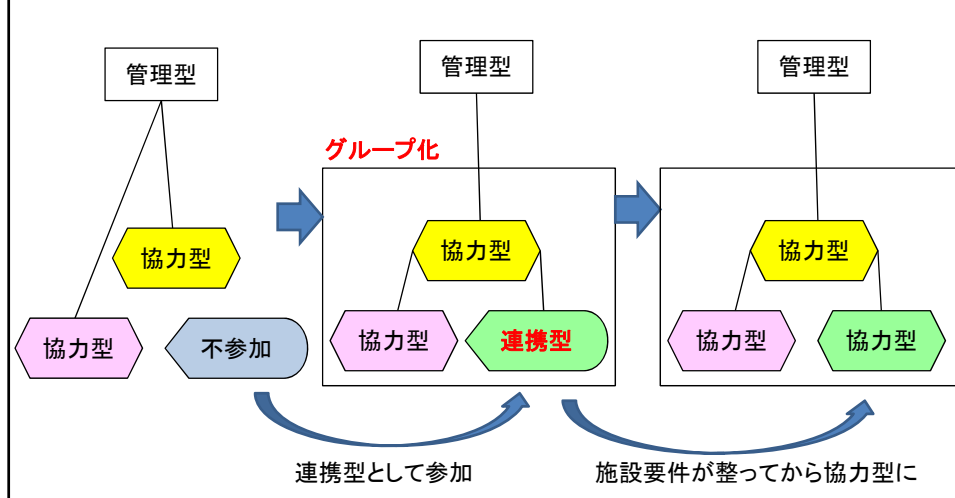


新たな臨床研修施設の導入による群方式の推進

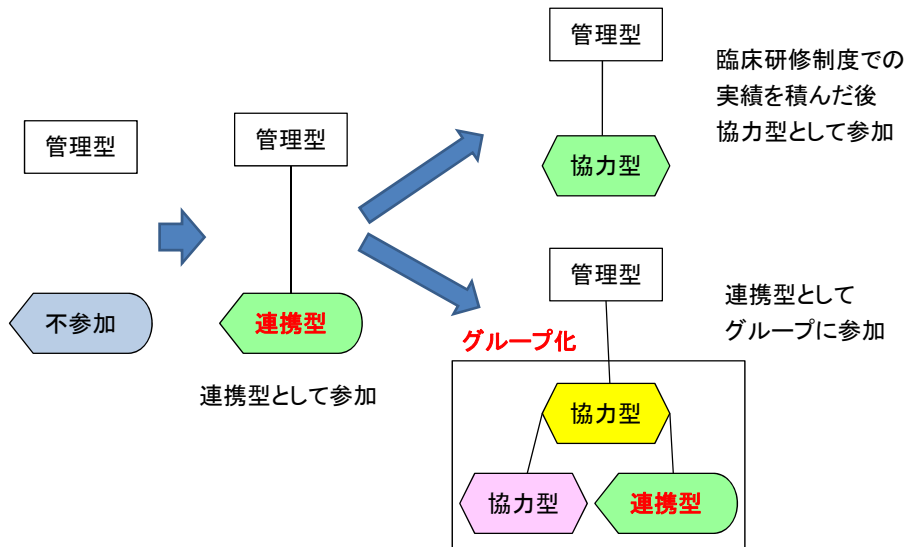
① 協力型 → 協力型(グループリーダー) → 管理型



② 歯科医師、歯科衛生士の人数が少ないため、指導能力はあるが臨床研修に参加できない施設 → 連携型



③ 臨床研修制度へ負担の少ない形で参加して、施設側の受け入れ体制を整備したい施設 → **連携型**



④ 同一地域で連携している診療所を、臨床研修制度に取り込む → **連携型**

